

伊佐市告示第 96 号

伊佐市新庁舎議場等システム整備業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

伊佐市長 橋本 欣也



1 業務の目的

伊佐市新庁舎議場等システム整備業務（以下「本業務」という。）は、新庁舎の建設に伴い、新たに整備する本会議場及び委員会室、登退庁設備、字幕表示設備等の設備を導入することにより、議会運営の効率性及び確実性を確保し、また議会情報の公開の促進及び充実を図り、傍聴者や視聴者である市民にわかりやすく、開かれた議会を実現することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 伊佐市新庁舎議場等システム整備業務
- (2) 業務内容 伊佐市新庁舎議場等システム整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日まで
ただし、本委託事業は新庁舎建設事業と連動して行うものであり、当該建設工事の進捗等の影響により履行期間の調整が発生する可能性がある。
※新庁舎への機器設置等については、新庁舎等建設工事完成引渡後 2 ヶ月間（予定）
- (4) 企画提案上限額 60,000,000 円（保守費用は含まない。消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案をすることはできない。なお、協力会社の参加を認めるが、協力会社として今回の業務委託に関し、複数の企画提案に参加することはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 地方議会又は地方公共団体において、本業務と同様の導入及び運用実績を有すること。
- (6) 過去に個人情報の取扱いにおいて、事件・事故がないこと。
- (7) 鹿児島県内に本社、もしくは支店、営業所を有すること。
- (8) 協力会社がある場合、協力会社は上記(1)から(4)までの全ての要件を満たしていること。

4 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募の開始	令和7年5月30日（金）
質問書の受付期限	令和7年6月2日（月）から6月6日（金） 午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年6月13日（金）
参加表明書等の受付期間	令和7年6月2日（月）から6月18日（水） 午後5時まで
参加資格審査結果通知期限	令和7年6月23日（月）※電子メール
企画提案書等の提出期限	令和7年6月30日（月）午後5時まで
企画提案プレゼンテーションの実施	令和7年7月7日（月）から11日（金） で調整して実施予定
審査結果の通知発送	令和7年7月16日（水）

4 担当部署

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

伊佐市議会事務局

電話：0995-23-1311

電子メール：gikai@city.isa.lg.jp

※その他詳細は、伊佐市ホームページにて「伊佐市新庁舎議場等システム整備業務に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。